

## 北上市告示甲第32号

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月30日

北上市長 高 橋 敏 彦

### 北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、高齢者の介護予防、心身の健康保持及び社会的孤立の解消（以下「介護予防等」という。）に資する住民主体の集いの場を運営する団体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

#### (補助対象者)

第3 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に活動拠点を置く団体であって、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市が実施するボランティア養成講座を修了した者が2名以上所属していること。
- (2) 介護予防等に資する取組を行う団体であって、自主的かつ継続的に活動できるものであること。
- (3) 活動内容、開催場所及び開催日について、市が公表することに同意すること。

#### (補助対象事業)

第4 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市長が介護予防に資すると認める活動であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 高齢者を含む広い年代の住民が参加可能なものであって、参加者が限定される特定のスポーツ、趣味活動等でないこと。
- (2) 月1回以上かつ定期的で開催されるものであること。
- (3) 1回当たりの活動時間が、おおむね1時間以上であること。
- (4) 1回の開催につき、市内に住所を有する65歳以上の者及び第3に規定するボランティア養成講座を修了した者合わせて5人以上が参加するものであること。

#### (補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 備品購入費
- (2) 消耗品費
- (3) 印刷製本費
- (4) 報償費（補助対象者又はその構成員に対する謝礼を除く。）
- (5) 光熱水費
- (6) 通信運搬費
- (7) 保険料
- (8) 使用料及び賃借料

（補助金の額）

第6 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。ただし、補助対象事業の実施回数に3,000円を乗じた額又は年額144,000円のいずれか少ない額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの告示による補助金の交付を受けていない補助対象者に係る補助金の額は、前項の規定により算定した補助金の限度額に10,000円を加えた額を限度とする。

（事業実施の届出等）

第7 補助金の交付を受けようとする者は、事業を開始しようとする日（以下「事業開始日」という。）の30日前までに、北上市高齢者集いの場づくり事業実施届出書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、第3に定める要件を満たす者であるかを確認し、事業開始日までに、その適否を当該届出を行った事業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第8 第7の届出を行った者は、届出の内容を変更又は中止（以下「変更等」という。）しようとするときは、当該変更等をしようとする日の10日前までに、北上市高齢者集いの場づくり事業変更（中止）届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第9 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北上市高齢者集いの場づくり事業（変更）計画書（様式第4号）
- (2) 北上市高齢者集いの場づくり事業収支予算書（様式第5号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第10 市長は、第9の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第11 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第10の規定による交付の決定を受けた後において、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付変更承認申請書（様式第7号）に北上市高齢者集いの場づくり事業（変更）計画書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付決定変更承認通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12 交付決定者は、当該年度の3月末日までに北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付請求書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 北上市高齢者集いの場づくり事業実績記録票（様式第10号）
- (2) 北上市高齢者集いの場づくり事業収支決算書（様式第11号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

届出者 所 在 地  
 団 体 名  
 代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業実施届出書

高齢者集いの場づくり事業を実施したいので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第7の規定により、次のとおり届け出ます。

代表者	住所	
	氏名	ボランティア養成講座登録番号 番
ボランティア養成講座の受講済会員	住所	
	氏名	ボランティア養成講座登録番号 番
	住所	
	氏名	ボランティア養成講座登録番号 番
活動場所	名称	
	所在地	
活動内容		

様式第2号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

届出者 所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業変更（中止）届出書

高齢者集いの場づくり事業を変更（中止）したいので北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第8の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更（中止）の理由

2 変更（中止）の内容

様式第3号（第9関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付申請書

年度において北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金の交付を受けたいので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助申請額 金 円

様式第4号（第9、第11関係）

北上市高齢者集いの場づくり事業（変更）計画書

団体名	
代表者氏名	
担当者氏名 ※代表者と担当者が異なる場合のみ記入	
連絡先	

期間	年 月 日～ 年 月 日
活動地域	
活動場所	
主な内容	
開催日時	
各回参加見込み人数	

補助金積算額	事業費	円（3,000円× 回）
	初年度のみ	<input type="checkbox"/> 10,000円（該当する場合はチェック）
	合計	円

様式第5号（第9関係）

北上市高齢者集いの場づくり事業収支予算書

団体名

(1) 収入の部

項目	金額	摘要
市補助金		
参加費		
収入合計		

(2) 支出の部

	項目	金額	摘要
補助対象経費	備品購入費		
	消耗品費		
	印刷製本費		
	報償費（補助対象者又はその構成員に対する謝礼を除く。）		
	光熱水費		
	通信運搬費		
	保険料		
	使用料及び賃借料		
	小計		
対象外経費			
	小計		
支出合計			



様式第6号（第10関係）

北上市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった北上市高齢者集いの場づくり事業に対し、補助金 円を交付することに決定したので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第10の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



- 備考
- 1 北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第32号）、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に従ってください。
  - 2 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業完了の翌年度から起算して5年間整備保管してください。

様式第7号（第11関係）

年 月 日

北上市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金について、次のとおり申請内容に変更があったので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第11の規定により、関係書類を添えて承認を申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第8号（第11関係）

北上市指令 第 号

所在地

団体名

代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付決定変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金の変更について、次のとおり決定したので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第11の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



1 変更の理由

2 補助金交付額	変更前	金	円
	変更後	金	円

様式第9号（第12関係）

年 月 日

北上市長 様

請求者 所在地  
団体名  
代表者氏名

北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付請求書

年 月 日付け北上市指令 第 号で交付決定のあった北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金について、その事業が完了したので、北上市高齢者集いの場づくり事業費補助金交付要綱第12の規定により、次のとおり請求します。

記

補助金交付決定額	金	円
補助金既受領額	金	円
今回請求額	金	円



北上市高齢者集いの場づくり事業収支決算書

団体名 \_\_\_\_\_

(1) 収入の部

項目	金額	摘要
市補助金		
参加費		
収入合計		

(2) 支出の部

	項目	金額	摘要
補助対象経費	備品購入費		
	消耗品費		
	印刷製本費		
	報償費（補助対象者 又はその構成員に対 する謝礼を除く。）		
	光熱水費		
	通信運搬費		
	保険料		
	使用料及び賃借料		
	小計		
対象外経費			
	小計		
支出合計			